



県紋章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和7年8月1日(金) 第10319号

目次

	ページ
告 示	
○保安林予定森林(森林保全課)	2
○同	2
○特定計量器の定期検査の実施(産業政策課)	3
○道路の供用開始(道路管理課)	4
公 告	
○都市計画道路の変更に係る縦覧(都市計画課)	5
落 札	
○落札者等の決定(警察本部会計課)	5

■ 告 示

◎群馬県告示第174号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林に指定する予定である旨の通知があった。

令和7年8月1日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 保安林予定森林の所在場所 みどり市大間々町塩原777、778の1から778の5まで、779から781まで、783、784の1、784の2、1829の1から1829の5まで、1837の1から1837の4まで、1841の1、1841の2
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

「次のとおり」は、省略し、その関係書類を群馬県環境森林部森林局森林保全課及びみどり市役所に備え置いて縦覧に供する。

◎群馬県告示第175号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林に指定する予定である旨の通知があった。

令和7年8月1日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 保安林予定森林の所在場所 甘楽郡下仁田町大字南野牧字水ノ入7154、7155、大字西野牧字井戸入11544の1、11552、字小平11707、字黒竹11778から11780まで、甲11781、乙11781、甲11784、乙11784、甲11785、乙11785、乙11789
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

「次のとおり」は、省略し、その関係書類を群馬県環境森林部森林局森林保全課及び下仁田町役場に備え置いて

縦覧に供する。

◎群馬県告示第176号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項に規定する特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和7年8月1日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 定期検査を行う区域 沼田市及び利根郡
- 2 定期検査の対象となる特定計量器 非自動はかり（計量法施行令（平成5年政令第329号）第5条第1号又は第2号に掲げるものを除く。）、分銅及びおもり
- 3 検査を行う日時及び場所（特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項の規定により特定計量器の所在の場所で実施することとした定期検査を除く。）

実施 期 日	実 施 時 間	実 施 場 所
令和7年9月2日	午前10時～正午 午後1時～午後3時	片品村文化センター
令和7年9月4日	午前10時～正午 午後1時～午後3時	川場村保健センター
令和7年9月5日	午前10時～正午 午後1時～午後3時	みなかみ町水上支所
令和7年9月8日	午前10時～正午 午後1時～午後3時	みなかみ町新治支所
令和7年9月9日	午前10時～正午 午後1時～午後3時	みなかみ町中央公民館
令和7年9月10日	午前10時～正午 午後1時～午後3時	昭和村保健センター
令和7年9月16日	午前10時～正午 午後1時～午後3時	沼田市利根地区コミュニティセンター 車庫棟
令和7年9月17日	午前10時～正午 午後1時～午後3時	沼田市白沢地区コミュニティセンター 車庫棟
令和7年9月18日	午前10時～正午 午後1時～午後3時	沼田市川田地区コミュニティセンター
令和7年9月24日	午前10時～正午 午後1時～午後3時	テラス沼田 北側車庫棟
令和7年9月25日	午前10時～正午 午後1時～午後3時	テラス沼田 北側車庫棟
令和7年9月26日	午前10時～正午 午後1時～午後3時	沼田市薄根地区コミュニティセンター
令和7年9月29日	午前10時～正午 午後1時～午後3時	沼田市池田地区コミュニティセンター

令和7年9月30日	午前10時～正午 午後1時～午後3時	沼田市池田地区コミュニティセンター
令和7年10月1日	午前10時～正午 午後1時～午後3時	利根沼田文化会館 小ホール
令和7年10月7日	午前10時～正午 午後1時～午後3時	利根沼田文化会館 小ホール
令和7年10月8日	午前10時～正午 午後1時～午後3時	利根沼田文化会館 小ホール
令和7年11月11日	午前10時～正午 午後1時～午後3時	利根沼田文化会館 小ホール
令和7年8月1日～令和8年3月31日 (ただし、土、日、祝日を除く。)	午前9時～正午 午後1時～午後4時	一般社団法人群馬県計量協会

備考

- (1) 一般社団法人群馬県計量協会にて検査を希望する受検者は事前連絡の上、対象となる特定計量器を持ち込むこと。
 - (2) 計量法第21条第3項に規定する者その他表に定める実施期日に受検できなかった者の特定計量器の定期検査は、別に指定する期日及び場所で行う。
- 4 検査を行う日時及び場所（特定計量器検定検査規則第39条第1項の規定により特定計量器の所在の場所で実施することとした定期検査に限る。）

実施期間	実施場所
令和7年8月1日～令和8年3月31日 (ただし、土、日、祝日を除く。)	特定計量器の所在の場所

備考

- (1) 特定計量器の所在の場所で検査を希望する受検者は、一般社団法人群馬県計量協会にて検査を希望する日時及び場所を連絡すること。
 - (2) 特定計量器検定検査規則第39条第1項第5号に該当する場合を除き、受検者は、事前に、特定計量器検定検査規則第39条第2項に規定する様式第13による申請書を群馬県計量検定所に提出すること。
- 5 検査を行う指定定期検査機関の名称 一般社団法人群馬県計量協会

◎群馬県告示第177号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。
 なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県渋川土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年8月1日

群馬県知事 山本 一太

道路の種類	路線名	区間	供用開始の日時
県道	渋川下新田線	渋川市小野子字裸岩3565番の51地先から同市同字同3565番の46地先まで	令和7年8月1日 午後8時

■ 公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、太田都市計画道路の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和7年8月1日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 都市計画の種類及び名称 太田都市計画道路 (1) 3・4・31号 尾島環状線 (2) 3・5・54号 新町徳川線 (3) 3・5・55号 歴史公園南北線 (4) 3・3・13号 竜舞中央線
- 2 都市計画の変更年月日 令和7年7月18日
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課及び太田市都市政策部都市計画課

■ 落 札

次のとおり落札者を決定した。

令和7年8月1日

群馬県警察本部長 倉木 豊 史

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 総合指揮室大型映像表示システムの購入及び保守業務委託
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県警察本部警務部会計課調度・契約係 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
- 3 落札者を決定した日 令和7年7月17日
- 4 落札者の名称及び所在地 株式会社日立製作所北関東支店 埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目10番地16
- 5 落札金額 146,215,454円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札公告をした日 令和7年5月30日

毎週火、金曜日発行

発 行 群 馬 県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111